

建物の防火安全情報 適マーク制度

「適マーク制度」とは

ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査した結果、消防法令のほか、重要な建築構造等の基準に適合していると認められた建物に対して、消防機関から『表示マーク』を交付する制度です。

任意の制度になりますので、表示マークが掲出されていなくても法令違反になることはありませんが、掲出されている建物は、一定の防火基準に適合しており、その情報を利用者に提供することを目的としております。



「対象となる建物」について

対象となる建物は、地下を除く階数が3階建て以上で、収容人員が30名以上のホテル・旅館等です。（複合用途の建物内にホテル・旅館等がある場合を含む。）

「表示マークの種類」について

表示マークには『金』・『銀』の2種類があります。基準に適合した場合、最初は『表示マーク（銀）』（有効期限1年間）が交付されます。

3年間継続して基準に適合していると認められた場合は『表示マーク（金）』（有効期限3年間）が交付されます。



表示マーク（銀）



3年継続すると



表示マーク（金）

表示マーク交付事業所一覧表

表示マーク	対象物の名称	対象物の所在地	表示有効期限
現在、該当するホテル・旅館はありません。			